



平成 30 年 10 月から

ご家族が扶養認定を受ける場合

添付書類 が変わります!

平成 30 年 10 月 1 日より「健康保険被扶養者(異動)届」について、添付書類の取り扱いが変更されます。

1. 届出を行う際に、

マイナンバーの記載が必須となります。



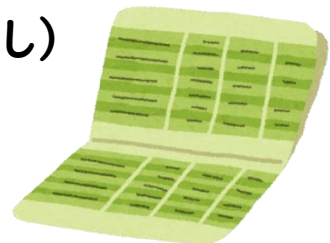
2. 別居の家族などを扶養に入れる場合、

仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

が必要です (学生を除く)。

確認書類の例：

- 振込の場合 → 仕送りに使用している
預金通帳等の写し
- 送金の場合 → 現金書留の控え(写し)



なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能です。詳しくはお問い合わせください。

